株式会社エクセルエンジニアリング	第２条第１項第19号に掲げる無線設備	ＮＲＭ－6100Ｐ	008WWA090141	Ｆ１Ｄ　2441.491MHz　0.001W／MHz	平成21年6月11日
株式会社エクセルエンジニアリング	第２条第１項第19号に掲げる無線設備	ＮＲＭ－6100Ｃ	008WWA090142	Ｆ１Ｄ　2441.491MHz　0.001W／MHz	平成21年6月11日
株式会社ケンウッド	第２条第１項第８号に掲げる無線設備	ＵＢＺ－Ｓ700	008ＹＧＡ0003	Ｆ２Ｄ，Ｆ３Ｅ　422.05～422.3MHz（422.1875MHzを除く12.5kHz間隔20波），440.2625～440.3625MHz（12.5kHz間隔９波）　0.01W Ｆ２Ｄ，Ｆ３Ｅ　440.025～440.2375MHz（12.5kHz間隔18波）　0.01W，0.001W	平成21年6月15日
Microinfinity Co., Ltd.	第２条第１項第19号に掲げる無線設備	ＭＭ－120pro	008WWA090145	Ｆ１Ｄ　2402，2423，2424，2425，2426，2427，2435，2436，2437，2438，2439，2440，2448，2449，2450，2451，2452，2473，2474，2475，2476，2477，2478MHz　0.0005W	平成21年6月26日
Microinfinity Co., Ltd.	第２条第１項第19号に掲げる無線設備	ＭＭ－121pro	008WWA090146	Ｆ１Ｄ　2402，2423，2424，2425，2426，2427，2435，2436，2437，2438，2439，2440，2448，2449，2450，2451，2452，2473，2474，2475，2476，2477，2478MHz　0.0005W	平成21年6月26日
株式会社シィー・ネット	第２条第１項第19号に掲げる無線設備	ＷＭＬ	008WWA090143	Ｆ１Ｄ　2402，2405，2408，2411，2425，2432，2435，2439，2447，2450，2462，2465，2468，2471，2476，2479MHz　0.0003W	平成21年6月29日
株式会社シィー・ネット	第２条第１項第19号に掲げる無線設備	ＷＭＬ－ＲＥＣ	008WWA090144	Ｆ１Ｄ　2402，2405，2408，2411，2425，2432，2435，2439，2447，2450，2462，2465，2468，2471，2476，2479MHz　0.0008W	平成21年6月29日

（8）　テュフズードオータマ株式会社

工事設計認証を受けた者の氏名又は名称	工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	工事設計認証をした年月日	
ＮＴＴ　ＷＯＲＫＳ	第２条第１項第８号に掲げる無線設備	ＪＡＭ－200	010ＹＡＢＴ0005	Ｆ１Ｄ　429.7125MHz　0.01W	平成21年6月12日

注　工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第２条第１項の規定に従って表示した。

○文部科学省告示第百五十六号

ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針を次のように定める。

平成二十一年八月二十一日

文部科学大臣　塩谷　立

ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　ヒトＥＳ細胞の樹立等（第五条―第二十条）

第一節　樹立の要件等（第五条―第七条）

第二節　樹立等の体制（第八条―第十二条）

第三節　樹立の手続（第十三条―第二十条）

第三章　ヒトＥＳ細胞の樹立に必要なヒト受精胚等の提供（第二十一条―第三十八条）

第一節　第一種樹立に必要なヒト受精胚の提供（第二十一条―第二十六条）

第二節　第二種樹立に必要な未受精卵等の提供（第二十七条―第三十二条）

第三節　第二種樹立に必要なヒトの体細胞の提供（第三十三条―第三十八条）

第四章　ヒトＥＳ細胞の分配（第三十九条―第五十三条）

第一節　分配の要件（第三十九条―第四十一条）

第二節　分配機関（第四十二条―第五十一条）

第三節　海外使用機関に対する分配（第五十二条・第五十三条）

第五章　雑則（第五十四条・第五十五条）

附則

ヒトＥＳ細胞の樹立及び使用は、医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性がある一方で、人の生命の萌芽であるヒト胚を使用すること、ヒトＥＳ細胞がヒト胚を滅失させて樹立されたものであること、また、すべての細胞に分化する可能性があること等の生命倫理上の問題を有することにかんがみ、慎重な配慮が必要とされる。

文部科学大臣は、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」（平成十二年三月六日科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会）、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（平成十六年七月二十三日総合科学技術会議）及び「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について（第一次報告）」（平成二十年二月一日科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）の考え方を踏まえ、ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配において、人の尊厳を侵すことのないよう、生命倫理上の観点から遵守すべき基本的な事項を定め、もってその適正な実施の確保を図るため、ここにこの指針を定める。

第一章　総則

（定義）

第一条　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　胚　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する胚をいう。

二　ヒト胚　ヒトの胚（ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。）をいう。

三　ヒト受精胚　法第二条第一項第六号に規定するヒト受精胚をいう。

四　人クローン胚　法第二条第一項第十号に規定する人クローン胚をいう。

五　ヒトＥＳ細胞　ヒト胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、胚でないもののうち、多能性（内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質をいう。）を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を有することが推定されるものをいう。

六　分化細胞　ヒトＥＳ細胞が分化することにより、その性質を有しなくなった細胞をいう。

七　樹立　特定の性質を有する細胞を作成することをいう。

八　第一種樹立　ヒト受精胚を用いてヒトＥＳ細胞を樹立すること（次号に掲げるものを除く。）をいう。